

認証官任命(二名)

内閣人 第二七号

起案

令和八年二月十九日

決定 令和八年二月三十日
上奏 令和八年二月三十日
裁可 令和八年二月三十日

施行 令和八年二月三十日
公布 令和八年二月三十日

内閣総理大臣

野田

内閣官房長官

菅

内閣官房副長官

尾崎 佑哉

内閣総務官

露木 康浩

須藤

林 国務大臣

林

上野 国務大臣

上野

小泉 国務大臣

小泉

木原 国務大臣

木原

平口 国務大臣

平口

鈴木 国務大臣

鈴木

あかま 国務大臣

あかま

牧野 国務大臣

牧野

茂木 国務大臣

茂木

赤澤 国務大臣

赤澤

小野田 国務大臣

小野田

松本(尚) 国務大臣

松本

片山 国務大臣

片山

金子 国務大臣

金子

城内 国務大臣

城内

松本(洋) 国務大臣

松本

石原 国務大臣

石原

黄川田 国務大臣

黄川田

判事

東

亜由美

同

手

嶋

あさみ

内閣

高等裁判所長官に任命する

(東は三月十八日以降)

(手嶋は三月二十五日以降)

最高裁人任第226号

令和8年2月18日

内閣総理大臣 高市早苗 殿

最高裁判所長官 今崎幸彦

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判 事

ひがし
東

あゆみ
匝由美

(発令希望日 令和8年3月18日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和8年3月18日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
高松高長官	東京高判事	東 亜由美	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

1丁						裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍	事由	氏名	出生年月日	旧氏名	庁名	
五三	〃	〃	〃	平成二六三	〃	〃	〃	〃	
四四	〃	〃	〃	司法修習生を命ずる	ひがし	昭和三十七年九月十三日	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	願に依り本官を免ずる	東	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	横浜地方裁判所判事補に補する	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	判事補に任命する	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	司法修習生の修習終了	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	司法修習生を命ずる	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	司法試験第二次試験合格	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	慶應義塾大学法学部卒業	あゆみ	〃	〃	〃	
一一	〃	〃	〃	司法試験管理委員会	あゆみ	〃	〃	〃	
〃	内閣	最高裁判所	内閣	〃	あゆみ	〃	〃	〃	
〃	内閣	最高裁判所	内閣	〃	あゆみ	〃	〃	〃	

2丁				裁 判 所											
〃	〃	〃		〃		〃	〃			〃		〃	〃	平成	年
	一四			一三		一二	一一			九			六	五	号
〃	四	〃		一		九	四			四		四	三	四	月
〃	一	六		五		一	一			一		一	二五	一	日
東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	法務省大臣官房租税訟務課付に充てる	ことを解く	平成十三年一月五日限りで法務省訟務局付に充てる	法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する	法務省訟務局付に充てる	法務事務官（法務省訟務局付）に併任する	る	法務事務官（東京法務局訟務部付）の併任を解除す	法務教官（法務総合研究所教官）に併任する	法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	東京地方裁判所判事補に補する	横浜地方裁判所判事補に補する	事
	内閣	〃	〃		〃		〃	〃			法務省		〃	最高裁判所	項
															庁名

東
亜由美

3丁						裁 判 所								
〃	〃				〃	〃		〃	〃	平成 一四				年 号
九	二〇				一九	一八		〃	〃	四				月
一	四				四	九		〃	〃	九				日
厚生労働事務官（大臣官房人事課）に併任する	法務省大臣官房民事訟務課付に充てることを解く	務局訟務部付）の併任を解除する	法務事務官（法務省大臣官房民事訟務課付、東京法	かねて法務省大臣官房参事官に充てる	法務省大臣官房民事訟務課付に充てる	法務省大臣官房民事訟務課付に併任する		法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京地方裁判所判事補に補する
	〃	〃				〃		法 務 省		最 高 裁 判 所	内 閣	最 高 裁 判 所		庁 名

東 亜由美

4丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成二一	四	一	一	大臣官房総務課に併任する		厚生労働省							
〃	〃	七	一	改革推進室員を命ずる		厚生労働省							
〃	〃	九	一六	厚生労働事務官（大臣官房人事課）の併任を解除する		厚生労働省							
〃	〃	〃	〃	大臣官房総務課の併任を解除する		〃							
〃	〃	〃	〃	法務省大臣官房行政訟務課長に充てる		法務省							
〃	〃	〃	〃	判事に任命する		内閣							
〃	〃	〃	〃	東京高等裁判所判事に補する		最高裁判所							
〃	〃	〃	〃	神戸地方裁判所判事に補する		〃							
〃	〃	〃	〃	部の事務を総括する者に指名する		〃							
〃	〃	〃	〃	部の事務を総括する者に指名する		〃							
〃	〃	〃	〃	部の事務を総括する者に指名する		〃							
〃	〃	〃	〃	部の事務を総括する者に指名する		〃							

東 亜由美

5丁								裁 判 所							
		〃		〃	〃	〃	〃	令和 二	〃 三一	〃 三〇	〃 二九		〃	平成 二八	年 号
		七		〃	四	〃	四	一	一	一	一		七	四	月
		五		〃	一	〃	一	一	一	一	一		二九	一	日
兼ねて甲府家庭裁判所判事に補する	甲府地方裁判所長を命ずる	甲府地方裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	財務事務官（国税不服審判所長）に併任する	検事一級（東京高等検察庁検事）に任命する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	部の事務を総括する者に指名する	東京地方裁判所判事に補する	東京高等裁判所判事に補する	事 項
			最高裁判所		内 閣	国 税 庁	法 務 省	〃	〃	〃	〃	〃		最高裁判所	庁 名

東
亜由美

6丁		裁判所												
年	号	月	日	事項	庁	名								
令和五	九	二五		に指名する	最高裁判所									
				甲府簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者										
				甲府簡易裁判所に補する										
				甲府家庭裁判所長を命ずる										
				大阪高等裁判所に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				大阪簡易裁判所に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				東京簡易裁判所に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				東京高等裁判所に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										
				東京簡易裁判所に補する										
				部の事務を総括する者に指名する										

東
亜由美

最高裁人任第230号

令和8年2月18日

内閣総理大臣 高市早苗 殿

最高裁判所長官 今崎幸彦

(公印省略)

高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(東京高等裁判所判事)

判事

て しま
手 嶋 あさみ

(発令希望日 令和8年3月25日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和8年3月25日以降)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	年齢	任 命 資 格	根 拠 法 規
名古屋高長官	東京高判事	手 嶋 あさみ	63	判事補、検察官 在職通算10年 以上の者	裁判所法第42 条第1項第1 号、第3号

2丁		裁 判 所															
〃		九		〃	〃	〃			八	〃	〃	六		五	平成三	年	
〃		七		〃	〃	四			二	〃		四		四	四	月	
〃		一		〃	〃	一			一五	〃		九		一	九	日	
外務事務官（在香港日本国総領事館）に転任させる	力室）の併任を解除する	外務事務官（総合外交政策局国連政策課国際平和協力室）に併任する	外務事務官（総合外交政策局国連政策課国際平和協力室）に併任する	検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する	最高裁判所事務総局民事局付を免ずる	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局民事局付を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	札幌簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する	札幌地方裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する		事	項	
	〃		外務省		法務省	〃	〃			最高裁判所	内閣	〃		最高裁判所		庁	名
手嶋 あさみ																	

3丁											裁 判 所				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	平成		年
			一一								一〇		九		号
〃	〃	五	四	〃	八	〃	七	〃	〃	〃	一	〃	七		月
一七	〃	八	一	〃	二	〃	一七	〃	一三	〃	二	〃	二九		日
辞職を承認する	帰朝（東京）	香港出発	帰朝を命ずる	香港帰任	東京出発	帰朝（東京）	香港出発（一時帰国）	香港帰任	東京出発	帰朝（東京）	香港出発（一時帰国）	香港着任	東京出発	領事を命ずる	事
															項
〃			〃											外務省	庁
															名

手嶋 あさみ

4丁		裁 判 所													
	〃	〃	〃		〃		〃	〃	〃			〃	平成一一	年	
	一九		一七		一六		〃	一五	一四				一一	号	
	四	一一	九		四		〃	二	四				〃	月	
	一	四	一五		一		〃	二六	一				〃	日	
最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	名古屋地方裁判所判事の職務代行を免ずる	名古屋地方裁判所判事の職務代行を命ずる	名古屋高等裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局秘書課参事官を免ずる	最高裁判所事務総局秘書課参事官を命ずる	東京地方裁判所判事に補する	判事に任命する	最高裁判所事務総局秘書課参事官を命ずる	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	東京地方裁判所判事補に補する	東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	事 項
最高裁判所		〃	名古屋高等裁判所	〃		最高裁判所		内閣	〃	最高裁判所				内閣	庁 名

手嶋 あさみ

5丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平成二〇	九	二二	二二	法制審議会幹事に任命する	最高裁判所事務総局民事局第二課長を免じ	法務省	手嶋 あさみ						
一〇	九	二二	二二	最高裁判所事務総局民事局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局民事局第三課長を命ずる	法務省	手嶋 あさみ						
四	九	二二	二二	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる	内閣	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	東京簡易裁判所判事に補する	東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	法制審議会幹事を免ずる	法制審議会幹事を免ずる	法務省	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事につき任期終了	法務省	手嶋 あさみ						
二二	四	二二	二二	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	法務省	手嶋 あさみ						
二六	二	二五	二六	判事兼簡易裁判所判事に任命する	判事兼簡易裁判所判事に任命する	内閣	手嶋 あさみ						

7丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
平	三〇	九	一九	法制審議会臨時委員に任命する	法務省	手嶋	あさみ						
令	四	九	二	最高裁判所事務総局家庭局長を免ずる									
				宇都宮地方裁判所判事に補する									
				宇都宮地方裁判所判事を命ずる									
				兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する									
				宇都宮家庭裁判所長を命ずる									
				宇都宮簡易裁判所判事に補する									
				宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する									
				者に指名する	最高裁判所								
				法制審議会臨時委員を免ずる	法務省								
				裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事									
				および兼官たる簡易裁判所判事任期終了									
				判事兼簡易裁判所判事に任命する	内閣								
				宇都宮地方裁判所判事に補する									
				宇都宮地方裁判所長を命ずる									

